

令和7年度社会福祉法人指導監査における重点事項

本年度の社会福祉法人の指導監査は、次の事項に重点を置いて実施するものとする。

1 監査の基本方針

法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として順守すべき事項について、運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る。このような監査の目的から、書類の審査にとどまらず、現在の経営の状況及び中長期的な経営方針、リスク管理体制やコンプライアンス遵守などの内部統制を含めた内部管理体制の状況、法人のガバナンスの確保の状況その他各施設における人材確保等を含めた運営状況などを、法人職員へのヒアリング等も交え、幅広い視点から確認・共有・助言等を行う。

2 報酬、給与の適切な支給

- (1) 評議員の報酬額は定款に定められているか。
- (2) 評議員及び役員報酬等について、支給基準を定め、評議員会の承認を受けているか。

3 理事会、評議員会及び監事監査の実効性の確保

- (1) 理事、評議員について要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。
- (2) 名目的な理事、監事、評議員となっていないか。
- (3) 評議員会及び理事会が法令、定款に基づき適切に開催されているか。
- (4) 理事会、評議員会の定足数や議決数が適正か。
- (5) 監事監査が適切に実施されているか。
- (6) 理事会の要議決事項について、適正に議決がなされているか。
- (7) 評議員会の要議決事項について、適正に議決がなされているか。
- (8) 理事会又は評議員会の議事録が適正に記録・整備されているか。

4 諸規程の整備

- (1) 各規程は、関係法令、通知等の内容を充たすものとなっているか。
- (2) 開始した事業及び取得した基本財産について遅滞なく定款変更の手続きを行っているか。

5 人事管理

- (1) 重要な役割を担う職員及び職員の任免が適正に行われているか。

6 資産管理

- (1) 基本財産を所轄庁の承認を経ずに処分し、貸与又は担保に供していないか。
- (2) 資産総額の変更登記は、組合等登記令に基づき速やかに行っているか。

- (3) 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定等がなされているか。

7 会計経理管理

- (1) 会計・経理処理は、会計基準等及び経理規程に基づき適正に行われているか。
- (2) 財務諸表は、会計基準等に基づき適正に作成されているか。
- (3) 経理規程は、会計基準等に基づき、当該法人の実態に合ったものであるか。
- (4) 会計帳簿等は、経理規程に基づき整備されているか。
- (5) 会計責任者と出納担当者との兼務を避けるなど、不正経理防止のため、内部牽制体制の確立など適正な経理事務が行われているか。
- (6) 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。

8 情報開示

- (1) 社会福祉法及び関連する省令・通知に定める書類を法人のインターネットの利用により公表しているか。
- (2) 社会福祉法の改正に伴い、法人に備え付けが必要な閲覧対象書類を整備、保管しているか。また、閲覧請求者の拡大に合わせた対応を行っているか。

9 地域における公益的な取組

- (1) 社会福祉法の趣旨を踏まえ、地域における公益的な取組を実施しているか。

エ 内部統制の調査

財務報告の適正性の確保を図るだけでなく、法人のコンプライアンス、経営方針や業務ルールが遵守され、経営及び業務の有効性・効率性の向上を図るための組織管理体制となっているか確認を行います。